

新発田市制度融資

資金名		対象者の要件	使 途	融資限度額	返済期間	年 利 率					
						保証有無	運 転 資 金	設 備 資 金			
								市外業者 利用	市内業者 利用		
中小企業向け資金	一般資金	振興資金	次のいずれにも該当する方 ①個人営業者の場合は、市内に住所がある方。法人の場合は、借入申し込みの6か月以上前に、市税務課に法人設立・設置届け出書を提出している方 ②同一事業を6か月以上継続して営み、現在も営んでいる方	800万円	5年以内	信保付	1.95%		1.75%		
						信保無	2.45%		2.25%		
		地方産業育成資金		1, 000万円	運 転：5年以内 設 備：7年以内 併 用：5年以内	信保付 (100%保証)	1.85%				
						信保付 (責任共有)	2.05%				
						信保無	2.35%				
		活性化 対策資金		設備資金	2, 000万円	1, 000万円以下： 7年以内 1, 000万円超： 10年以内	信保付		2.25%	2.05%	
							信保無		2.55%	2.35%	
		経営健全化 対策資金		運 転 資 金 設 備 資 金 借 換 資 金	2, 000万円	10年以内	信保付	1.85%		1.65%	
							信保無	2.15%		1.95%	
		特別資金		新規創業 支援資金	これから新たに創業する方または創業後5年を経過していない方	運 転 資 金 設 備 資 金	2, 000万円	運 転：5年以内 設 備：7年以内 併 用：5年以内	信保付	1.75%	
	信保無		2.05%						1.85%		
	空き店舗等 対策資金		商店街振興組合または商店会の代表者が空き店舗もしくは空き地として認定した場所または市長が特に認める場所に 出店しようとする方で、事業を開始する具体的な計画がある方	運 転 資 金 設 備 資 金	1, 000万円	運 転：5年以内 設 備：7年以内 併 用：5年以内	信保付	0.94%		0.74%	
							信保無	1.24%		1.04%	
	移転資金		上記の「振興資金」の要件を満たしている方で、公的事由により操業の全部を市長が 適当と認めた地域へ移転する方	設 備 資 金	所要資金の 2/3以内 3, 000万円	7年以内	信保付		2.45%		
							信保無		2.75%		
	団体向け 資金		集団化資金	上記の「振興資金」の要件を満たしている方で、企業が集団化を行い、操業の全部を市長が 適当と認めた地域へ移転する方	設 備 資 金	当該事業1件につき 3, 000万円	7年以内	信保付		2.45%	
								信保無		2.75%	
			組合共同 施設資金	市内に事業所を有し、共同店舗及び共同施設又は共同設備の設置を行うため 資金を必要とする方	設 備 資 金	所要資金の 2/3以内 3, 000万円	7年以内	信保付		2.45%	
	信保無							2.75%			

※このほかに公害防止施設資金、宅内配管工事費資金、排水設備設置資金もあります。詳しくはお問い合わせください。

※このほかに公害防止施設資金、宅内配管工事費資金、排水設備設置資金もあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

商工振興課 商業・まちなか振興係(☎28-9650)

各金融機関

※ただし、公害防止施設資金は環境衛生課(☎28-9120)、宅内配管工事費資金は水道局業務課(☎20-0141)、排水設備設置資金は下水道課(☎23-7284)

(備考)

※設備資金→市内に設置する場合のみ利用可能。(土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金は除く。)

※運転資金と設備資金を併用する場合は、設備資金の割合が融資額の8割以上でないと優遇利率が適用にならない。

※複数業者から購入する場合は、市内業者への発注額が総額の8割以上でないと優遇利率適用にならない。

※運転資金と設備資金で返済期間が異なる資金において運転と設備を併用する場合、返済期間は短い方が適用される。

例:産育で運転設備併用⇒返済期間の最長は5年

※融資条件変更の融資期限延長上限は利用資金の返済期間の1.5倍まで(ただし産業育成資金は期限の延長不可)

(例)振興資金の期間延長上限は7年6ヶ月